

測量等業務委託における最低制限価格算出式の変更について

測量等業務委託に係る最低制限価格算出式を、平成30年4月1日以後に発注公表する入札から、次のとおり変更いたします。

【変更前】次の表における(①+②+③+④)×1.08が、最低制限価格

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費×4.5/10	
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 ×6/10	諸経費×6/10
土木関係建設コンサルタント業務(1)	直接人件費	直接経費	その他原価 ×9/10	一般管理費等 ×4.5/10
土木関係建設コンサルタント業務(2)	直接人件費	直接経費	技術経費 ×6/10	諸経費×6/10
地質調査業務	直接調査費	間接調査費 ×9/10	解析等調査業務費× 8/10	諸経費×4.5/10
補償関係コンサルタント業務(1)	直接人件費	直接経費	その他原価 ×9/10	一般管理費等 ×4.5/10
補償関係コンサルタント業務(2)	直接人件費	直接経費	技術経費 ×6/10	諸経費 ×6/10
説明				
1 業種区分の欄の土木関係建設コンサルタント業務(1)の項及び補償関係コンサルタント業務(1)の項は、「その他原価」と「一般管理費等」を用いて積算する場合に適用する。				
2 業種区分の欄の土木関係建設コンサルタント業務(2)の項及び補償関係コンサルタント業務(2)の項は、「技術経費」と「諸経費」を用いて積算する場合に適用する。				
3 2以上の業種区分に該当する業務の最低制限価格は、それぞれの業務に該当する業種区分に応じて算定した額の合計額とする。				

【変更後】次の表における(①+②+③+④)×1.08が、最低制限価格

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費	測量調査費	諸経費× <u>4.8</u> /10	
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費	特別経費	技術料等経費 ×6/10	諸経費×6/10
土木関係建設コンサルタント業務(1)	直接人件費	直接経費	その他原価 ×9/10	一般管理費等 × <u>4.8</u> /10
土木関係建設コンサルタント業務(2)	直接人件費	直接経費	技術経費 ×6/10	諸経費×6/10

地質調査業務	直接調査費	間接調査費 × 9/10	解析等調査業務費 × 8/10	諸経費 × 4.5/10
補償関係コンサルタント業務（1）	直接人件費	直接経費	その他原価 × 9/10	一般管理費等 × 4.5/10
補償関係コンサルタント業務（2）	直接人件費	直接経費	技術経費 × 6/10	諸経費 × 6/10

説明

- 1 業種区分の欄の土木関係建設コンサルタント業務（1）の項及び補償関係コンサルタント業務（1）の項は、「その他原価」と「一般管理費等」を用いて積算する場合に適用する。
- 2 業種区分の欄の土木関係建設コンサルタント業務（2）の項及び補償関係コンサルタント業務（2）の項は、「技術経費」と「諸経費」を用いて積算する場合に適用する。
- 3 2以上の業種区分に該当する業務の最低制限価格は、それぞれの業務に該当する業種区分に応じて算定した額の合計額とする。